



茨城県報

第 26 号

令和元年 (2019年) 8 月 1 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (廃棄物対策課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定 (2件) (福祉指導課) 4
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定 (障害福祉課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2件) (中小企業課) 5
- 高齢者等の雇用の安定等に関する法律による公益社団法人茨城県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種の指定 (労働政策課) 7
- 茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経営課) 11
- 定款変更の認可 (農村計画課) 11
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路維持課) 12
- 土地改良事業の適当決定 (農林事務所) 12

公 告

- 令和元年度毒物劇物取扱者試験の実施 (薬務課) 12
- 県営土地改良事業計画の変更 (2件) (農村計画課) 15
- 地籍調査の成果認証 (農地整備課) 15
- 都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) 16
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) 16
- 道路の廃止 (建築指導課) 16
- 茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱細則の一部改正 (建築指導課) 17

(教 育 委 員 会)

- 入札公告 (2件) 17

告 示

茨城県告示第425号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和元年8月1日

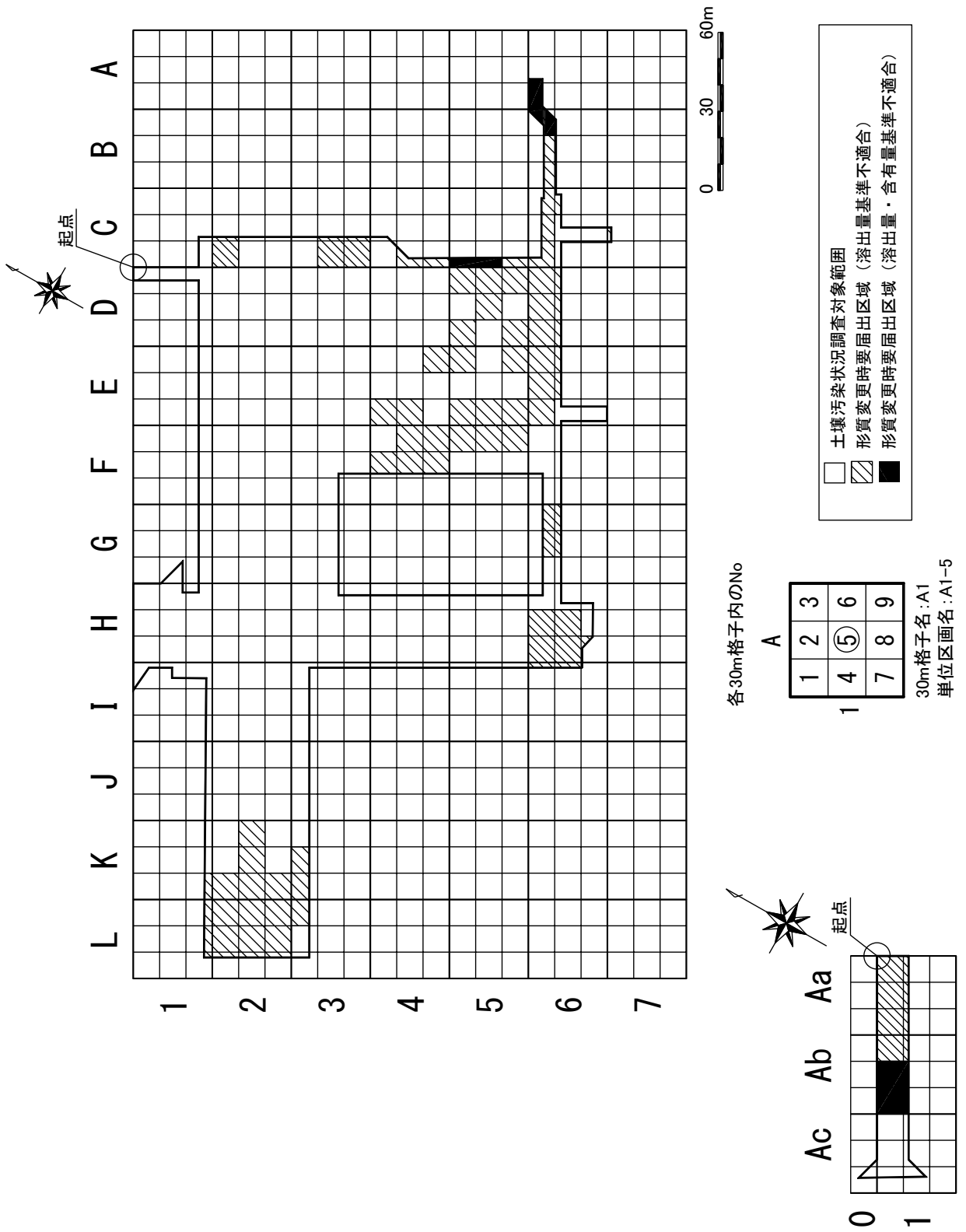
茨城県知事 大井川 和彦

1 指定する区域

神栖市砂山21番の一部（別図のとおり）

- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物

別図



茨城県告示第426号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関について、次のとおり指定の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和元年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
0115360 グリンクリニック	水戸市河和田町1110-3	精神科, 内科	医療法人 愛菜 会 理事長 立 原輝明	令和元年 6月17日	指定

茨城県告示第427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関について、次のとおり指定の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和元年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
0134136 グリンクリニック	水戸市河和田町1110-3	歯科	医療法人 愛菜 会 理事長 立 原輝明	令和元年 6月17日	指定

茨城県告示第428号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和元年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

番号	種目	診療科目	氏 名	医療機関名	指定年月日
1	肢体不自由	整形外科	野村 真船	水戸済生会総合病院	令和元年7月18日
2	視覚	眼科	大房 理恵	総合病院水戸協同病院	令和元年7月18日
3	肢体不自由	神経内科	浅川 洋平	社会医療法人愛宣会ひたち医療センター	令和元年7月18日
4	肢体不自由	脳神経外科	成島 毅	医療法人財団県南病院	令和元年7月18日
5	肢体不自由	心療内科, 脳神経外科	上野 直子	友愛記念病院	令和元年7月18日
6	肢体不自由	脳神経外科	仲間 秀幸	友愛記念病院	令和元年7月18日
7	じん臓機能	腎臓内科	大原 健	古河赤十字病院	令和元年7月18日
8	肢体不自由	整形外科	山村 麻由	龍ヶ崎済生会病院	令和元年7月18日

番号	種目	診療科目	氏 名	医療機関名	指定年月日
9	肝臓機能	消化器内科	間宮 孝	龍ヶ崎済生会病院	令和元年7月18日
10	ぼうこう・直腸機能	消化器外科	日吉 雅也	茨城県立中央病院	令和元年7月18日
11	肢体不自由	整形外科	根本 敏成	医療法人社団宗仁会病院	令和元年7月18日
12	肢体不自由	整形外科	中村 正生	東取手病院	令和元年7月18日
13	ぼうこう・直腸機能	消化器外科	岩崎 喜実	筑波記念病院	令和元年7月18日
14	心臓機能	循環器内科	竹井 義純	筑波記念病院	令和元年7月18日
15	心臓機能	循環器内科	山本 昌良	筑波大学附属病院	令和元年7月18日
16	心臓機能	循環器内科	家田 真樹	筑波大学附属病院	令和元年7月18日
17	心臓機能	循環器内科	町野 智子	筑波大学附属病院	令和元年7月18日
18	心臓機能	循環器内科	平谷 太吾	筑波大学附属病院	令和元年7月18日
19	ぼうこう・直腸機能	消化器外科	池田 直哉	公益財団法人筑波メディカルセンター 筑波メディカルセンター病院	令和元年7月18日
20	ぼうこう・直腸機能	消化器外科	稲垣 勇紀	公益財団法人筑波メディカルセンター 筑波メディカルセンター病院	令和元年7月18日
21	肢体不自由	内科, リウマチ内科	川口 星美	医療法人健佑会いちほら病院	令和元年7月18日
22	肢体不自由	内科	柳町 知宏	大野診療所	令和元年7月18日
23	肢体不自由	整形外科	額賀 唯至	医療法人社団善仁会小山記念病院	令和元年7月18日
24	視覚	眼科	武井 正人	医療法人 武井眼科医院	令和元年7月18日
25	じん臓機能	腎臓内科	宮本 和宜	医療法人盡誠会宮本病院	令和元年7月18日
26	肢体不自由	内科, 整形外科	諸岡 信裕	医療法人社団白帆会小川南病院	令和元年7月18日
27	肢体不自由	整形外科	金 明浩	美野里病院	令和元年7月18日
28	肝臓機能	消化器内科	伊藤 有香	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	令和元年7月18日
29	肢体不自由	リハビリテーション科	岸本 浩	茨城県立医療大学付属病院	令和元年7月18日

茨城県告示第429号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和元年8月1日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東海駅東ショッピングタウン

那珂郡東海村大字舟石川字長堀762番1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成31年3月25日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 岡崎 双一

（変更後）代表取締役 井出 武美

(3) 届出年月日

平成31年3月15日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第430号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和元年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東海駅東ショッピングタウン

那珂郡東海村大字舟石川字長堀 762 番 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）

平成31年3月25日

イ 変更しようとする事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）700台

（変更後）605台

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）24時間、午前8時30分（年間60日は午前7時30分）～午後11時30分（一部午後9時）

（変更後）24時間、午前8時30分（年間60日は午前7時30分）～午後11時30分（一部午後9時）

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）10箇所

（変更後）6箇所

(3) 届出年月日

平成31年3月15日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課



茨城県告示第431号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において準用する同法第39条第1項の規定に基づき、公益社団法人茨城県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

令和元年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定に係る地域並びに指定した業種及び職種

指 定 に 係 る 地 域	業 種	職 種
水戸市	01－農業	K76－清掃の職業
	09－食料品製造業	C25－一般事務の職業
	21－窯業・土石製品製造業	D32－商品販売の職業
	24－金属製品製造業	H62－製品検査の職業（金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断を除く）
	53－建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	K76－清掃の職業
	54－機械器具卸売業	C25－一般事務の職業
	56－各種商品小売業	H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断を除く）
	59－機械器具小売業	E41－居住施設・ビル等の管理の職業
		K76－清掃の職業
	60－その他の小売業	D32－商品販売の職業
	69－不動産賃貸業・管理業	E41－居住施設・ビル等の管理の職業
	83－医療業	E38－生活衛生サービスの職業
	85－社会保険・社会福祉・介護事業	E36－介護サービスの職業
		E42－その他のサービスの職業
K76－清掃の職業		
92－その他の事業サービス業	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業	
94－宗教	K76－清掃の職業	
日立市	18－プラスチック製品製造業（別掲を除く）	H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断を除く）
	26－生産用機械器具製造業	H52－金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断の職業
	70－物品賃貸業	K76－清掃の職業
	76－飲食店	E39－飲食物調理の職業

		K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	81－学校教育	I66－自動車運転の職業
	83－医療業	I66－自動車運転の職業
	84－保健衛生	I66－自動車運転の職業
	85－社会保険・社会福祉・介護事業	I66－自動車運転の職業
土浦市	48－運輸に附帯するサービス業	K75－運搬の職業
	56－各種商品小売業	D32－商品販売の職業
		H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断を除く）
		K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	59－機械器具小売業	D32－商品販売の職業
60－その他の小売業	D32－商品販売の職業	
古河市	56－各種商品小売業	D32－商品販売の職業
	56－各種商品小売業	H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断を除く）
	56－各種商品小売業	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
石岡市 小美玉市	01－農業	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	09－食料品製造業	K76－清掃の職業
	18－プラスチック製品製造業（別掲を除く）	K75－運搬の職業
	24－金属製品製造業	H52－金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断の職業
	44－道路貨物運送業	K76－清掃の職業
	70－物品賃貸業	K76－清掃の職業
	78－洗濯・理容・美容・浴場業	I66－自動車運転の職業
	80－娯楽業	E42－その他のサービスの職業
		I66－自動車運転の職業
	85－社会保険・社会福祉・介護事業	K76－清掃の職業
88－廃棄物処理業	C25－一般事務の職業	
結城市	18－プラスチック製品製造業	C25－一般事務の職業
		I66－自動車運転の職業
	29－電気機械器具製造業	H57－機械組立の職業
		K75－運搬の職業
	52－飲食料品卸売業	K76－清掃の職業
	60－その他の小売業	D32－商品販売の職業
		K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	85－社会保険・社会福祉・介護事業	I66－自動車運転の職業
		K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	88－廃棄物処理業	C25－一般事務の職業
K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業		
92－その他の事業サービス業	E39－飲食物調理の職業	

		G46－農業の職業
		K76－清掃の職業
		K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
龍ヶ崎市	56－各種商品小売業	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	78－洗濯・理容・美容・浴場業	K76－清掃の職業
	85－社会保険・社会福祉・介護事業	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
下妻市 八千代町	56－各種商品小売業	H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断を除く）
	70－物品賃貸業	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
常総市	88－廃棄物処理業	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
常陸太田市	24－金属製品製造業	H52－金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断の職業
	33－電気業	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	56－各種商品小売業	H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造，金属溶接・溶断を除く）
	80－娯楽業	E40－接客・給仕の職業
北茨城市	01－農業	G46－農業の職業
	16－化学工業	H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断を除く）
		K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
取手市	80－娯楽業	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	85－社会保険・社会福祉・介護事業	C25－一般事務の職業
牛久市	56－各種商品小売業	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
つくば市	50－各種商品卸売業	K75－運搬の職業
	56－各種商品小売業	D32－商品販売の職業
		H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断を除く）
		K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	60－その他の小売業	D32－商品販売の職業
		K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	70－物品賃貸業	K76－清掃の職業
	80－娯楽業	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	83－医療業	E36－介護サービスの職業
		I66－自動車運転の職業
	85－社会保険・社会福祉・介護事業	E38－生活衛生サービスの職業
E39－飲食物調理の職業		
ひたちなか市	24－金属製品製造業	K76－清掃の職業
	56－各種商品小売業	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	60－その他の小売業	D32－商品販売の職業
鹿嶋市	09－食料品製造業	H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断を除く）
	12－木材・木製品製造業（家具を除く）	H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断を除く）

	56-各種商品小売業	D32-商品販売の職業
	85-社会保険・社会福祉・介護事業	I66-自動車運転の職業
	88-廃棄物処理業	K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業
守谷市	56-各種商品小売業	K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業
	60-その他の小売業	K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業
	70-物品賃貸業	K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業
筑西市	16-化学工業	H54-製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造, 金属加工, 金属溶接・溶断を除く)
	24-金属製品製造業	H52-金属材料製造, 金属加工, 金属溶接・溶断の職業 H57-機械組立の職業
	56-各種商品小売業	H54-製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造, 金属加工, 金属溶接・溶断を除く) K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業
	59-機械器具小売業	K76-清掃の職業
	60-その他の小売業	K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業
	83-医療業	E39-飲食物調理の職業
	85-社会保険・社会福祉・介護事業	E39-飲食物調理の職業 K76-清掃の職業
	88-廃棄物処理業	K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業
坂東市	76-飲食店	E39-飲食物調理の職業
稲敷市	56-各種商品小売業	H54-製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造, 金属加工, 金属溶接・溶断を除く) K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業
	60-その他の小売業	K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業
	80-娯楽業	E42-その他のサービスの職業 K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業
かすみがうら市	80-娯楽業	E41-居住施設・ビル等の管理の職業
	85-社会保険・社会福祉・介護事業	E41-居住施設・ビル等の管理の職業
桜川市	24-金属製品製造業	H52-金属材料製造, 金属加工, 金属溶接・溶断の職業
	56-各種商品小売業	K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業
鉾田市	56-各種商品小売業	H54-製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造, 金属加工, 金属溶接・溶断を除く) K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業
	60-その他の小売業	K78-その他の運搬・清掃・包装等の職業
	77-持ち帰り・配達飲食サービス業	I66-自動車運転の職業
	80-娯楽業	E41-居住施設・ビル等の管理の職業 E42-その他のサービスの職業
	81-学校教育	I66-自動車運転の職業
	82-その他の教育, 学習支援業	E41-居住施設・ビル等の管理の職業
	98-地方公務	C25-一般事務の職業 K75-運搬の職業

つくばみらい市	56－各種商品小売業	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	74－技術サービス業（他に分類されないもの）	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
	95－その他のサービス業	C25－一般事務の職業 K76－清掃の職業
東海村	71－学術・開発研究機関	E41－居住施設・ビル等の管理の職業
	81－学校教育	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業
美浦村	80－娯楽業	K76－清掃の職業
阿見町	26－生産用機械器具製造業	G46－農業の職業
	56－各種商品小売業	H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断を除く）
	60－その他の小売業	H54－製品製造・加工処理の職業（金属材料製造，金属加工，金属溶接・溶断を除く）
		H60－機械整備・修理の職業
		K77－包装の職業
85－社会保険・社会福祉・介護事業	C25－一般事務の職業	
茨城町	58－飲食料品卸売業	K78－その他の運搬・清掃・包装等の職業

注1 業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に定める中分類に規定する業種による。

注2 職種は、厚生労働省編職業分類（平成24年3月改訂）に定める中分類に規定する職種による。

2 指定年月日

令和元年8月1日

茨城県告示第432号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

別表1中「1.30%」を「1.27%」に、「0.80%」を「0.87%」に改める。

別表2中「0.20%」を「0.08%」に改める。

付 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、令和元年7月19日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第433号

沖宿土地改良区から令和元年6月5日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により令和元年7月24日認可した。

令和元年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第434号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和元年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤塚馬口労線
- 3 区 間 水戸市赤塚1-17地先から
水戸市赤塚1-214-9地先まで 上下線

茨城県告示第435号

那珂湊第一土地改良区から令和元年7月1日付けで施行認可申請のあった、農業生産基盤整備事業（一般地帯型）柳沢部田野地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により同年7月9日付けで適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県央農林事務所に異議の申出をすることができる。

令和元年8月1日

茨城県県央農林事務局長 西村 俊夫

- 1 縦覧に供する書類
柳沢部田野地区土地改良事業計画書の写し
那珂湊第一土地改良区定款の写し
- 2 縦覧の期間
令和元年8月2日から令和元年8月30日まで
- 3 縦覧の場所
茨城県県央農林事務所土地改良部門

公 告

●令和元年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和元年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 試験の日時及び場所

期 日	時 間	場 所
令和元年12月15日（日）	集 合 午前9時30分 試 験 午前10時00分から正午まで	茨城大学 水戸市文京 2 - 1 - 1

2 試験の種類及び内容

種 類	内 容	
一 般 農薬用品目 特 定 品 目	筆記試験	1 毒物及び劇物に関する法規 2 基礎化学 3 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
	実地試験	毒物及び劇物の識別及び取扱方法

※上表中の試験はすべて筆記（マークシート方式）で実施する。実地試験でも、実物を使用した識別等は実施しない。

3 受験資格

学歴、年齢及び性別は問わない。ただし、次の者は、試験に合格しても毒物劇物取扱責任者になることはできない。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

（参考）薬剤師及び高等学校又はこれと同等以上の学校で応用化学に関する学科を修了した者（規定の単位数を履修した者に限る。）は、毒物及び劇物取締法の規定により毒物劇物取扱責任者となることができるので、この試験を受験する必要はない。

4 受験案内及び受験願書等の配布及び請求

(1) 窓口配布

令和元年9月2日（月）から茨城県保健福祉部医療局薬務課及び県内の各保健所で配布する。

(2) 郵送請求

封筒の表面に、赤字で「毒物劇物取扱者試験願書〇部請求」、裏面に、住所、氏名及び電話番号を記載し、茨城県保健福祉部医療局薬務課へ請求すること。

返信用の封筒（角形2号）を必ず同封すること。また、返信用封筒には必要額（※）の切手をはり付け、送付先のあて名を明記すること。

※1部の場合は120円分、2部以上は切手の額が変わるので、必要額分を貼付

5 提出書類

(1) 毒物劇物取扱者試験願書

(2) 戸籍抄本又は住民票抄本（日本国籍の者は本籍地が、外国籍の者は国籍が記載されているもの。ただし、マイナンバーが記載されていないものに限る。）

(3) 写真（出願前6ヵ月以内に撮影した正面向き、上半身無帽で縦5cm横5cmの写真で、裏面に氏名及び生年月日を記入のうえ試験願書の所定の場所にはり付けること。）

(4) 受験手数料

10,900円分の茨城県収入証紙を試験願書にはり付けて納付すること。（消印はしないこと。）

なお、一度納付した手数料は返還しない。

6 願書提出

願書の提出は、次の事項に留意の上、簡易書留郵便によること。

受付期間	郵送先	注意事項
令和元年9月9日（月） から10月7日（月）まで	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県保健福祉部医療局薬務課 毒物劇物取扱者試験担当宛	<ul style="list-style-type: none"> ・10月7日（月）までの消印のあるものに限る。 ・簡易書留とすること。 ・受験票（願書に付属の郵便はがき）に住所及び氏名を記入し、63円切手をはり付けること。 ・受験票が11月18日（月）までに到着しない場合には、茨城県保健福祉部医療局薬務課まで問い合わせること。

7 合格発表

令和2年1月14日（火）午前9時、次の各号に掲げる方法により発表する。なお、電話による問い合わせには、一切応じない。発表期間は、1ヶ月間とするので、注意すること。

- (1) 茨城県庁2階茨城県掲示板、15階薬務課及び各保健所に、合格者の受験番号を掲示する。
- (2) 茨城県保健福祉部医療局薬務課ホームページ（<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/hokenfukushi/yakumu/index.html>）に合格者の受験番号を掲載する。
- (3) 合格者全員に合格証を送付する。（不合格者に対しては通知しない。）

8 試験結果の開示

茨城県個人情報保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第25条の規定に基づき、簡易の手続きにより開示を請求することができる。

なお、開示を希望する場合は、受験者本人が茨城県保健福祉部医療局薬務課に受験票を持参し、開示の請求をすること。また、電話、はがき等による請求はできない。

開示する内容	開示の日時	開示の方法
科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1ヶ月内の執務時間中	閲覧

9 その他

(1) 受験手続きに関する問い合わせ先

茨城県保健福祉部医療局薬務課 029-301-3388（ダイヤルイン）

水戸保健所 029-243-9437 竜ヶ崎保健所 0297-62-2163

ひたちなか保健所 029-265-5645 土浦保健所 029-821-5364

常陸大宮保健所 0295-52-1159 つくば保健所 029-851-9295

日立保健所 0294-22-4190 筑西保健所 0296-24-3913

鉾田保健所 0291-33-2158 常総保健所 0297-22-1351

潮来保健所 0299-66-2116 古河保健所 0280-32-3021

(2) 郵送による願書請求及び提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県保健福祉部医療局薬務課 毒物劇物取扱者試験担当



●**県営土地改良事業計画の変更**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営友部小原地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業・農業用排水施設）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として、計画を定めたことに対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

変更後の県営友部小原地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業・農業用排水施設）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和元年8月2日から令和元年8月30日まで

3 縦覧の場所

茨城県県央農林事務所

●**県営土地改良事業計画の変更**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営友部小原地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業・暗きょ排水）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として、計画を定めたことに対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

変更後の県営友部小原地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業・暗きょ排水）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和元年8月2日から令和元年8月30日まで

3 縦覧の場所

茨城県県央農林事務所

●**地籍調査の成果認証**

ひたちなか市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

令和元年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

調査を行った者の名称	ひたちなか市
成果の名称	地籍図及び地籍簿
調査を行った地域及び期間	ひたちなか市大字津田の一部【津田V】 平成29年6月14日から 平成30年3月31日まで
認証年月日	令和元年7月23日

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画地区計画の変更に伴い、大洗町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和元年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

地区計画（大貫台地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字鳥羽田字猫田1481番5

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字鳥羽田1471番地2

飯島 拓也

~~~~~

●道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり廃止した。

令和元年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦



| 廃止番号         | 廃止年月日     | 申 請 者 |              | 道 路 の 位 置                                                 | 道路の幅員及び延長    |               |
|--------------|-----------|-------|--------------|-----------------------------------------------------------|--------------|---------------|
|              |           | 氏 名   | 住 所          |                                                           | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿七建指令<br>第3号 | 令和元年7月19日 | 森 恭平  | 鹿嶋市宮中4074番28 | 鹿嶋市大字宮中字須賀<br>道4074番58の一部，同<br>番59の一部，同番60の<br>一部，同番61の一部 | メートル<br>4.00 | メートル<br>46.50 |

◎茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱細則の一部改正

茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱細則（昭和48年4月2日公告）の一部を改正したので，次のとおり公告する。

令和元年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

第3の2の(9)中「第9号に規定する電気事業」を「第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業を除く。）」に改める。

付 則

この要綱は，公布の日から施行する。

（教 育 委 員 会）

◎入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき，一般競争入札について次のとおり公告する。

なお，この入札に係る調達は，1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和元年8月1日

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称

茨城県立盲学校外22校 可動式コンピュータ賃貸借

(2) 調達する役務の仕様等

入札説明書で指定する仕様書による。

(3) 契約期間

令和2年1月1日から令和6年12月31日まで

ただし，翌年度以降の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は，契約を解除できる。

(4) 借入場所

入札説明書で指定する仕様書に記載の茨城県立盲学校外22か所

2 担当部局

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁学校教育部特別支援教育課 管理担当

電話 029-301-5272 F A X 029-301-5289

### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類19（リース・レンタル）に登録があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要な事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875

- (4) コンピュータ機器のリース・レンタル事業に係る営業年数が5年以上であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

### 4 入札等の手続き

この案件の入札に参加を希望する者のうち、資料の提出、入札及び届出を電子調達システムにより行おうとする者は、この案件の入札参加資格確認申請の受付期間の末日までに電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第13条第1項に定めるものをいう。）を取得し、かつ茨城県電子調達システムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

資料、入札書等の提出された時点は、2の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。

なお、電子調達システムによりがたい場合には、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出することによりその承認を得て、書面により資料の提出や入札等を行うことができる。この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。

### 5 入札説明書の交付期間及び場所

- (1) 入札公告の日から令和元年8月28日（水）までの午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。
- (2) 場所

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁学校教育部特別支援教育課 管理担当

### 6 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

#### ア 質問受付期間

公告の日から令和元年8月28日（水）午後5時まで。

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

#### イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和元年9月4日（水）午後5時まで。

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）に(1)の書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 添付書類

3(4)に該当することを説明できる書類（様式任意）

(2) 提出期限

令和元年8月29日（木）午後5時まで。

なお、郵送又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、添付書類のファイル容量が3メガバイトを超える場合は、一般競争入札参加資格確認申請書のみをシステムにより提出し、残りを郵送又は持参により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) 提出先

2の担当部局に同じ。

(5) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより一般競争入札参加資格確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和元年9月6日（金）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 開札日時及び場所等

(1) 日時

令和元年9月10日（火）午前11時00分

(2) 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁 入札室3（県庁舎行政棟1階）

電子調達のため、入札参加者の立会いは要しない。

（ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。）

9 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 11 入札の方法

##### (1) 入札書及び積算内訳書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

入札書に記載すべき金額は、月額賃借料を記載すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上、封書にて2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、さらに「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

##### (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月9日（月）午後5時までに電子調達システムのファイルへ記録すること。

なお、郵送又は持参の場合は、上記日時までに2の担当部局に必着のこと。

#### 12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、記名押印を欠くとき

(10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

(11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき

(12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

(3) 証明書等審査結果通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札

(4) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

### 13 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(3) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

### 14 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵送又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

### 15 再度入札等

(1) 再度入札は、1回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

### 16 契約書作成の要否及び契約条項及び支払条件

詳細は入札説明書による。

### 17 その他

(1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

### 18 Summary

(1) Contents of the computer lease tenders :

Ibaraki Prefectural school for the blind and 22 schools Computer System lease

(2) Term of rent :

From 1 January 2020 to 31 December 2024

(3) Time limit for the submission of:

By mail: 5:00 pm 9 September 2019

By hand: 5:00 pm 9 September 2019

(4) Contact point for the notice :

Special Support Education Division, Ibaraki Prefectural Office of Education  
978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8588, Japan  
TEL 029-301-5272

~~~~~  
●入札公告（電子調達）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和元年8月1日

茨城県教育委員会教育長 柴 原 宏 一

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

茨城県立図書館電算システム機器賃貸借

(2) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約の期間

令和2年2月1日から令和7年1月31日までとする。ただし、実利用開始日はこれ以前となることを妨げないが、賃借料の対象期間には含まないものとする。

なお、令和2年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

(4) 履行場所

茨城県立図書館（茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号）

2 担当部局

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6（茨城県庁行政棟22階）

茨城県教育庁総務企画部生涯学習課 管理担当

電話 029-301-5313 FAX 029-301-5339

所属メールアドレス: shogaku@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格において、「リース・レンタル」に登録がされている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告に示した賃借物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 賃借物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

と。

- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約等を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達には、参加登録、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 期間

入札公告の日から令和元年8月30日（金）までの午前9時から午後5時まで。

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

(2) 場所

2の担当部局に同じ。

6 入札説明書等に関する質問

(1) 入札説明書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和元年8月19日（月）午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局

ウ 方法

質問は、電子調達システムの質問・回答機能により質問すること。ただし、紙入札方式により参加する場合は、ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答期限及び方法は、次のとおりとする。

ア 期限

令和元年8月23日（金）午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能、入札情報サービスシステム、ファクシミリ、電子メール等により回答

する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3(4)から(8)に係る証明書等を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和元年8月30日（金）午後5時まで。なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法により参加する場合には、電子調達システムにより、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート（テキストファイル）を送信の上、確認申請書ほか提出物一式は、別途、郵送、持参又は所属メールアドレスへの送信の方法により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参等により提出すること。

(3) 提出先

2の担当部局に同じ。

(4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和元年9月5日（木）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

入札書に記載する金額は、月額賃貸料とすること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

ただし、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月10日（火）午前9時までに、電子調達システムのファイルに記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和元年9月10日（火）午前10時

イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁総務企画部生涯学習課（茨城県庁舎行政棟22階）

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、

随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased :

Ibaraki Prefectural Library computer system 1set

- (2) Lease period

From February 1, 2020 through January 31, 2025

- (3) Time limit for tender

Time limit of tender (by hand) : 9:00 a. m. , September 10, 2019

Time limit of tender (by mail) : 9:00 a. m. , September 10, 2019

- (4) Submission location and contact number

Lifelong Learning Division, Department of General Affairs and Planning, Ibaraki

Prefectural Education Agency

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken,

310-8588, Japan

Phone : 029-301-5313

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3,150円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)